

令和4年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要

ホームページの番号	2-1 (1)-1	2-1 (1)-1	2-1 (1)-2、3	2-1 (1)-4	2-1 (2)
対象区分	戸建住宅	戸建住宅	戸建住宅	集合住宅	業務用建築物
補助金名	令和4年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち次世代ZEH+実証事業	令和4年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち次世代ZEH+実証事業	令和4年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち次世代ZEH+実証事業	令和4年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち超高層ZEH-M（マンション）実証事業	令和4年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうちネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業
制度所管庁	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
執行団体	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人低炭素投資促進機構	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人環境共創イニシアチブ
補助対象者	次世代ZEH+（注文住宅）実証事業	次世代ZEH+（注文住宅）実証事業のうち次世代HEMS実証事業	次世代ZEH+（建売住宅）実証事業／TPOモデルを活用した次世代ZEH+実証事業	補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等であり、以下の1～2のいずれかに該当するもの 1 SIIが公募・登録・公表を行うZEHデベロッパーに登録されているもの 2 個人又は宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主	1 建築主等（所有者） 2 ESCO（シェアード・セービングス）事業者 3 リース事業者等
	新築戸建住宅の建築主（個人に限る）	新築戸建住宅の建築主（個人に限る）	1 新築戸建住宅の建築主 2 新築建売戸建住宅の購入予定者となる個人		
補助事業	1 申請者が常時居住する住宅であること 2 専用住宅であること 3 賃貸住宅又は集合住宅ではないこと 4 交付要件に示す次世代ZEH+の要件を満たす住宅であること	1 申請者が常時居住する住宅であること 2 専用住宅であること 3 賃貸住宅又は集合住宅ではないこと 4 交付要件に示す次世代ZEH+の要件を満たす住宅であること	1 申請者が常時居住する住宅であること 2 専用住宅であること 3 賃貸住宅又は集合住宅ではないこと 4 交付要件に示す次世代ZEH+の要件を満たす住宅であること	交付要件を満たす超高層集合住宅（住宅用途部分が21層以上ある集合住宅）にZEH-M構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する事業	本事業の交付要件を満たし、ZEHの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等を導入する事業のうち、以下の建築規模のもの 新築：延べ面積10,000㎡以上 既存建築物（増築・改築・設備改修）：延べ面積2,000㎡以上
交付要件	<p><ZEH+に係る要件></p> <ol style="list-style-type: none"> ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー／プランナーが関与する住宅であること 申請する住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること 要件を満たすエネルギー計測装置（HEMS）を導入すること 以下のうちから2つ以上を選択し、導入すること <ol style="list-style-type: none"> 住宅の外気性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準（U_a値）以上であること HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること <p><次世代ZEH+に係る要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 上記の1～6の要件を満たしていること 要件を満たす蓄電システム（充放電設備）を導入すること 要件を満たす燃料電池を導入すること 要件を満たす太陽熱利用温水システムを導入すること 要件を満たす太陽光発電システムを導入すること 	<p><ZEH+に係る要件></p> <ol style="list-style-type: none"> ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー／プランナーが関与する住宅であること 申請する住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること 要件を満たすエネルギー計測装置（HEMS）を導入すること HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備、蓄電システム、V2H充放電設備（充放電設備）等を制御可能であり、且つ、以下のうち1つ以上を選択し導入すること <ol style="list-style-type: none"> 住宅の外気性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準（U_a値）以上であること 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること <p><次世代ZEH+に係る要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 上記の1～6の要件を満たしていること 要件を満たす蓄電システム又はV2H充放電設備（充放電設備）のいずれか1つを導入すること 太陽光発電による創エネルギーを最大活用し、自家消費量を更に拡大することを目的に、AI・IoT技術等による最適制御を行う仕組みを備えていること 	<p><ZEH+に係る要件></p> <ol style="list-style-type: none"> ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー／プランナーが関与する住宅であること 申請する住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること 要件を満たすエネルギー計測装置（HEMS）を導入すること 以下のうちから2つ以上を選択し、導入すること <ol style="list-style-type: none"> 住宅の外気性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準（U_a値）以上であること HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること <p><次世代ZEH+に係る要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 上記の1～6の要件を満たしていること 要件を満たす蓄電システム（充放電設備）を導入すること 要件を満たす燃料電池を導入すること 要件を満たす太陽熱利用温水システムを導入すること 要件を満たす太陽光発電システムを導入すること 	<ol style="list-style-type: none"> 申請者は日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は法人等であって、超高層ZEH-Mの構成要素に必要なシステム・機器を国内の超高層集合住宅に導入する事業であること ZEH-M設計ガイドライン作成並びに普及に向けた施策のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること 住宅用途部分が21層以上あること。以下、（略） 申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業（又は係る事業）であることを必須とする 集合住宅におけるZEHの定義におけるZEH-M Oriented以上を達成すること 分譲、賃貸を問わず、一般消費者に対して入居者を募集すること 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示により、補助対象建築物について、住棟の評価として「ZEH-M」、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Orientedのうち交付申請時に示した省エネルギー性能評価の認証を、本年度の事業完了日までに取得すること 補助対象建築物の住宅用途に係る部分瀬部手のエネルギー利用状況を計測・記録できること （略）【データ管理体制】 補助対象物件の入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（簡易版）及びZEH-Mマークを原則として明示すること B地域においては「B地域における要件」を満たすこと 申請者は、補助事業の遂行能力を有すること 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること 以下（略） 	<ol style="list-style-type: none"> 日本国内で事業を営んでいる個人事業主若しくは法人等、当該システム・機器を国内の建築物に導入するもの 本事業の趣旨に基づき、補助対象建築物のZEBに資する設計情報並びに、事業完了後の実施状況の内容を開示、公表することについて承諾していること 申請する補助対象建築物をB11.0相当の設計仕様で建築する場合と、ZEB仕様で建築する場合の建築コストの内訳と差額（掛かり増し費用）の算出結果を、2022年12月23日までにSIIに提出すること 申請には、「ZEBプランナー登録（フェーズ2）」に登録済または登録申請中のZEBプランナーの関与を必須とする 建築物のエネルギー性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示により、補助対象建築物又は補助対象となる建築物の一部について、『ZEH』、Nearly ZEH、ZEB Ready、ZEB Orientedいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、本事業の事業完了（2023年1月25日（水））までに受けること 公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」における未評価技術について記載されている15項目の技術（WEBPRO未評価技術）のうち、本事業の要件を満たす技術1項目以上を導入すること 外皮性能は用途及び地域に応じたPALの基準を満足すること 外皮性能計算は建築物省エネ法第7条による計算とする 要件を満たすエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること。また、WEBPRO未評価技術の効果を含む計測、記録が可能なエネルギー計測計画とすること WEBPRO未評価技術の省エネルギー効果について、経済産業省からヒアリングや追加報告等の要請がある際は求めに応じること （略）【エネルギー管理体制、計測データの提出】 補助事業として採択された後、補助事業者（共同申請の場合は建築主）は、本事業の完了（2023年1月25日（水））までに「ZEBリーディング・オーナー」に登録完了すること 補助事業の遂行能力を有すること 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること 以下（略）
	補助対象設備等	ア 省エネ性能表示評価書（必須） イ 高断熱外皮（必須） ウ 空調設備（必須） エ 給湯設備（必須） オ 省エネルギー設備<換気設備>（必須） カ 省エネルギー設備<照明設備>（必須、補助対象外） キ 創エネルギーシステム（必須、補助対象外） ク エネルギー計測装置（HEMS）（必須） ケ 蓄電システム（選択） コ V2H充放電設備（充放電設備）（選択）	ア 省エネ性能表示評価書（必須） イ 高断熱外皮（必須） ウ 空調設備（必須） エ 給湯設備（必須） オ 省エネルギー設備<換気設備>（必須） カ 省エネルギー設備<照明設備>（必須、補助対象外） キ 創エネルギーシステム（必須、補助対象外） ク エネルギー計測装置（HEMS）（必須） ケ 蓄電システム（選択） コ V2H充放電設備（充放電設備）（選択）	ア 省エネ性能表示評価書（必須） イ 高断熱外皮（必須） ウ 空調設備（必須） エ 給湯設備（必須） オ 省エネルギー設備<換気設備>（必須） カ 省エネルギー設備<照明設備>（必須、補助対象外） キ 創エネルギーシステム（必須、補助対象外） ク エネルギー計測装置（HEMS）（必須） ケ 蓄電システム（選択） コ V2H充放電設備（充放電設備）（選択）	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ性能の表示に係る費用 高性能断熱材/高性能窓（専有部） 高効率空調設備/高効率給湯設備/高効率換気設備/高効率照明設備/HEMS（専有部） 高効率空調設備/高効率換気設備/高効率照明設備/蓄電システム/MEMS（共用部） 工事費（専有部/共用部）
補助対象経費				設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費
補助率	1 次世代ZEH+住宅 100万円/戸（定額） 2 蓄電システム（導入する場合の加算額） 次の1)～3)のうち、いずれか低い金額 1) 2万円/初期実効容量kWh 2) 蓄電システムの補助対象経費の1/3 3) 補助額上限20万円 3 V2H充放電設備（充放電設備）（導入する場合の加算額） 以下の1)、2)、3)のいずれか低い金額 1) 見積明細により算出する補助対象経費（設備費＋工事費）の1/2 2) 「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和2年度第3次補正 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において公表・登録されているV2H充放電設備の「センター承認本体価格」と1)より算出する工事費の和の1/2 3) 補助額上限75万円 4 燃料電池（導入する場合の加算額） 2万円/台 5 太陽熱利用温水システム（導入する場合の加算額） 液体式：17万円（工事費は補助対象外） 空気式：60万円（工事費は補助対象外）	1 次世代ZEH+住宅 112万円/戸（定額） 2 蓄電システム（導入する場合の加算額） 次の1)～3)のうち、いずれか低い金額 1) 2万円/初期実効容量kWh 2) 蓄電システムの補助対象経費の1/3 3) 補助額上限20万円 3 V2H充放電設備（充放電設備）（導入する場合の加算額） 以下の1)、2)、3)のいずれか低い金額 1) 見積明細により算出する補助対象経費（設備費＋工事費）の1/2 2) 「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和2年度第3次補正 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において公表・登録されているV2H充放電設備の「センター承認本体価格」と1)より算出する工事費の和の1/2 3) 補助額上限75万円 4 燃料電池（導入する場合の加算額） 2万円/台 5 太陽熱利用温水システム（導入する場合の加算額） 液体式：17万円（工事費は補助対象外） 空気式：60万円（工事費は補助対象外）	1 次世代ZEH+住宅 100万円/戸（定額） 2 蓄電システム（導入する場合の加算額） 次の1)～3)のうち、いずれか低い金額 1) 2万円/初期実効容量kWh 2) 蓄電システムの補助対象経費の1/3 3) 補助額上限20万円 3 V2H充放電設備（充放電設備）（導入する場合の加算額） 以下の1)、2)、3)のいずれか低い金額 1) 見積明細により算出する補助対象経費（設備費＋工事費）の1/2 2) 「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和2年度第3次補正 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において公表・登録されているV2H充放電設備の「センター承認本体価格」と1)より算出する工事費の和の1/2 3) 補助額上限75万円 4 燃料電池（導入する場合の加算額） 2万円/台 5 太陽熱利用温水システム（導入する場合の加算額） 液体式：17万円（工事費は補助対象外） 空気式：60万円（工事費は補助対象外）	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の2/3以内
上限/下限				上限：3億円/年 （複数年事業における事業全体の上限は10億円）	上限：5億円/年 （複数年事業における事業全体の上限は10億円）
公募期間	一次公募 2022/05/20～2022/08/12 二次公募 2022/08/29～2022/11/18	提案応募公募 2022/05/16～2022/06/03 交付申請 2022/07/11～2022/08/19	一次公募 2022/06/01～2022/08/19 二次公募 2022/08/26～2022/11/07	2022/06/01～2022/06/30	2022/05/16～2022/06/13
備考		※ 個数割当決定 2022/06/30（予定）			（補助対象建築物） 事務所等/ホテル等/病院等/百貨店等/学校等/集会所等/CLTを活用した建築物

令和4年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要

ホームページの番号	2-1 (3)		2-2 (1)	2-2 (2)	
対象区分	戸建住宅	戸建住宅／集合住宅	戸建住宅	業務用建築物	
補助金名	令和4年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち次世代省エネ建材の実証支援事業		令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業 レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	
制度所管庁	経済産業省		環境省	環境省	
執行団体	一般社団法人環境共創イニシアチブ		一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会	
補助対象者	【外張り断熱】	【内張り断熱】	【窓断熱】		
	申請者は、以下を全て満たすもの 1 改修する住宅に常時居住していること 2 改修する住宅を所有していること	1 戸建住宅又は集合住宅の居住者 1) 居住者が常時居住する住宅であること 2) 申請者が所有していること 3) 専用住宅であること 2 賃貸住宅の所有者（個人、法人） 1) 申請者が当該建築物を1棟全て所有していること	1 戸建住宅の居住者 1) 申請者が常時居住する住宅であること 2) 申請者が所有していること 3) 専用住宅であること 2 賃貸住宅の所有者（個人・法人）	民間企業／個人事業主／独立行政法人／地方独立行政法人／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／地方公共団体／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業／個人事業主／独立行政法人／地方独立行政法人／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／地方公共団体／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
補助事業	戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法等とする事業	施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となった断熱パネルや、快適性向上にも資する潜熱蓄熱建材を用いて改修する事業	戸建住宅の全ての窓を外窓（防火・防風・防犯仕様）を用いて改修する事業	業務用建築物において、大規模自然災害に対する備えとして、被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化したZEBの実現に必要な設備機器等を導入する事業であって、以下の要件を満たす事業	
交付要件	【改修要件】	【改修要件】	【改修要件】	【改修要件】	
	1 既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法で改修すること 2 住宅の外気性能は、SIIが地域区分ごとに定めた基準を満たすこと 3 本事業の要件を満たした効果測定を行い、報告すること 4 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれないこと 【補助対象となる住宅】 1 既存戸建住宅であること（賃貸住宅と法人所有の住宅は補助対象としない） 2 専用住宅であること 【性能要件】 1 改修後の補助対象住宅の外気性能は、地域区分ごとに定めた外皮平均熱貫流率（U _a 値）を満たしており、外皮計算書等で証明できること（外皮性能は、既存断熱材等と合わせた性能とする） 【施工要件】 1 必須 ・外気に接する外壁全てを屋外から施工する断熱工事（外張り断熱工法等）により改修すること ・原則、既存構造材を撤去せずに施工すること 2 その他 1 を満たし、同時に以下の施工をする場合に限り、補助対象 ・屋根は屋根断熱又は天井断熱、床は基礎断熱又は床下断熱での断熱改修 ・窓、玄関ドア、勝手口ドア等の開口部の改修 ・高効率換気システムの導入及び本事業に登録されている製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材、内窓、調湿建材）を室内側から導入する改修	1 本事業に登録されている必須製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材）のいずれかを用いた改修を行うこと 2 「導入要件と施工要件」に従った既存住宅の改修工事を行うこと 3 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと 【導入要件と施工要件】 1 断熱パネル（室内側から施工すること／施工範囲に居室を含むこと／改修する居室等の床、壁、天井の少なくとも1部位について、外気に接する全面を改修すること／上記の要件を満たしている場合に限り、施工する居室に属する間仕切壁、階間部天井等の改修を補助対象とする／改修する居室等に属する収納や押入れの外気に接する床、壁、天井も施工すること） 2 潜熱蓄熱建材（施工範囲に居室を含むこと／メーカーの発行した設計・施工マニュアルに従い、潜熱蓄熱建材を導入する居室等の床面積あたりの蓄熱量が192kJ・㎡以上となるよう施工すること／施工された製品の総厚みが25mm以内であること／以下の1)～3)のいずれかに該当する居室等であること（1)～3)は（略）） 3 断熱材（施工部位は外気に接する床、天井のみとし、以下の部位ごとの性能要件を満たすこと【性能要件は（略）】／既設断熱材は含まず、本事業で改修する断熱材のみで性能要件を満たすこと） 4 窓（カバー工法窓、外窓（防火・防風・防犯仕様）、内窓のいずれかの改修であること） 5 防災ガラス窓（カバー工法窓、外窓のいずれかの改修であること） 6 玄関ドア（玄関ドアの設置であること） 7 調湿建材（室内側から施工すること／吸放湿を妨げない適切な内装仕上げとすること）	1 既存住宅の全ての窓を本事業に登録されている外窓（防火・防風・防犯仕様）にて改修すること 2 既存戸建住宅の改修工事を公募要領の「導入要件と施工要件」に従って行うこと 3 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと 【導入要件と施工要件】 1 必須製品（Sグレードの外窓（防火・防風・防犯仕様））を用いた改修を行うこと 2 任意製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、窓（内窓）、玄関ドア、調湿建材）を用いた改修は、必須製品を用いた改修と同時にを行うこと 3 製品ごとの要件を満たすこと ア 断熱パネル（内張り断熱の導入要件と施工要件の1に同じ） イ 潜熱蓄熱建材（内張り断熱の導入要件と施工要件の2に同じ） ウ 断熱材（施工部位は外気に接する床、天井のみとし、以下の部位ごとの性能要件を満たすこと（重ね貼りも可とする、壁面への胴縁は対象外とする／既存断熱材は含まず、本事業で改修する断熱材のみで性能要件を満たすこと） ※ 部位ごとの性能要件は、（略） エ 窓（内窓）（住宅全ての窓を外窓（防火・防風・防犯仕様）で改修し、さらに室内側に窓を施工する場合に限り補助対象とする） オ 玄関ドア（内張り断熱の導入要件と施工要件の6に同じ） カ 調湿建材（内張り断熱の導入要件と施工要件の7に同じ）	1 レジリエンス機能（停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能）が求められる公共性の高い施設であることを証す書面（地域防災計画、地方公共団体との災害時協定、災害時対応にかかわる地方公共団体との契約等）を提出すること 2 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備（太陽光発電、風力発電、小水力発電等）及び蓄電池を導入すること。ただし書き（略） 3 （略） 4 （略） 5 建築物エネルギー消費性能向上に関する法律第35条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を添付すること 6 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量から50%以上削減すること 7 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS設置等の導入） 8 建築物の環境性能に関する第三者認証による評価において「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を事業開始後速やかに取得し、「省エネルギー性能表示」およびその表示に関する「評価書」の写しを提出すること 9 本事業へ申請する場合は、ZEBリーディング・オーナーへの登録を必須要件とする。交付決定後、初年度完了実績報告時までに、必ずZEBリーディング・オーナーへの登録申請を行うこと。 また、全ての事業についてZEBプランナーが関与する事業であること。その場合、ZEBプランナーは交付決定時までに登録が完了している者であること。 他	
補助対象設備	1 以下の製品（本事業への登録有無は問わない） 1) 外壁及び外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び窓、玄関ドア等の開口部材 2) 高効率換気システム（温度（顕熱）交換効率率が65%以上のダクトレス熱交換型換気設備であること） 2 「対象製品」の公募要領で定めた要件を満たし、本事業に登録されている製品 断熱パネル／潜熱蓄熱建材／内窓／調湿建材	【必須製品】 断熱パネル／潜熱蓄熱建材 【任意製品】 断熱材／防災ガラス窓（カバー工法窓、外窓）／窓（カバー工法窓、外窓（防犯仕様）／内窓／玄関ドア／調湿建材	【必須製品】 外窓（防火・防風・防犯仕様） 【任意製品】 断熱パネル／潜熱蓄熱建材／断熱材／窓（内窓）／玄関ドア／調湿建材	断熱（断熱等（省エネルギー計算ができること）／空調・給湯（熱源機器、熱源付帯機器、ポンプ、空調機器、給湯機器）／換気（換気機器）／再エネ他（再生可能エネルギー利用機器、未利用エネルギー活用機器、コージェネ、蓄電システム）／電源（変電設備、負荷設備）／BEMS（制御部、監視部、管理部）／工事費 その他（省エネルギー性能表示）	断熱（断熱等（省エネルギー計算ができること）／空調・給湯（熱源機器、熱源付帯機器、ポンプ、空調機器、給湯機器）／換気（換気機器）／再エネ他（再生可能エネルギー利用機器、未利用エネルギー活用機器、コージェネ、蓄電システム）／電源（変電設備、負荷設備）／BEMS（制御部、監視部、管理部）／工事費 その他（省エネルギー性能表示）
補助対象経費	設計費・材料費・工事費	材料費・工事費	材料費・工事費	設備費・工事費・事務費・その他	
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内	1 新築建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地方公共団体以外所有は延べ面積10,000㎡未満のみ対象） (1) 延べ面積10,000㎡以上 【ZEB】 : 補助率 3/5 Nearly ZEB : 補助率 1/2 ZEB Ready : 補助率 1/3 (地方自治体所有は面積を問わず対象。地方自治体以外所有は、新築10,000㎡未満、既存2,000㎡未満が対象) 【車載型蓄電池】 蓄電容量（kWh）の1/2に40,000円/kWhを乗じて得た額（最新のCEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限） 【充放電設備】 設備費：費用に1/2を乗じて得た額（最新のCEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限） 工事費：費用に全体事業の補助率を乗じて得た額 【充放電設備】 設備費：費用に1/2を乗じて得た額（最新のCEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限） 工事費：費用に全体事業の補助率を乗じて得た額	1 新築建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地方公共団体以外所有は延べ面積2,000㎡未満のみ対象） 補助率：2/3 （【ZEB】、Nearly ZEB、ZEB Ready（2,000㎡以上10,000㎡未満）、ZEB Ready（ZEB Ready/ZEB Oriented（10,000㎡以上）） 2 既存建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地方公共団体以外所有は延べ面積2,000㎡未満のみ対象） 補助率：2/3 （【ZEB】、Nearly ZEB、ZEB Ready（2,000㎡以上10,000㎡未満）、ZEB Ready（ZEB Ready/ZEB Oriented（10,000㎡以上））
上限／下限	上限額 地域区分1～4地域 : 400万円／戸 地域区分5～8地域 : 300万円／戸	上限 : 戸建住宅 200万円／戸 集合住宅 125万円／戸 下限 : 20万円／戸（補助対象経費：40万円／戸）	上限額 外窓のみ改修 150万円／戸 外窓と任意製品を併用して改修 200万円／戸	上限 : 5億円（延べ面積2,000㎡以上） 3億円（延べ面積2,000㎡未満） CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有	上限 : 5億円（延べ面積2,000㎡以上） 3億円（延べ面積2,000㎡未満） CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有
公募期間	一次公募 2022/05/09～2022/08/26 ・ 二次公募 2022/09/05～2022/10/21 ・ 三次公募 2022/10/31～2022/11/30		2022/06/06～2022/07/15	2022/06/15～2022/07/15	
備考	(注) 補助対象経費の算出方法は、補助単価にて算出する場合と補助対象製品の導入費用で算出する場合の2通りの方法がある。（公募要領参照）		(補助対象建築物) 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗／学校等／飲食店等（自然公園内のみ）／集会所等	(補助対象建築物) 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗／学校等／飲食店等／集会所等	

令和4年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要

ホームページの番号	2-2 (3)	2-2 (4)	2-2 (5)	2-2 (6)	2-2 (7)
対象区分	業務用建築物	業務用建築物	戸建住宅・店舗併用住宅	業務用施設	業務用施設
補助金名	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 民間建築物等における省CO ₂ 改修支援事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 テナントビルの省CO ₂ 改修支援事業	令和3年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 空き家等における省CO ₂ 改修支援事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 上下水道・ダム施設の省CO ₂ 改修支援事業
制度所管庁	環境省	環境省	環境省	環境省	環境省
執行団体	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人静岡県環境資源協会
補助対象者	民間企業／独立行政法人／ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／ 医療法人／ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業／独立行政法人／ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／ 医療法人／ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ 地方公共団体／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業／独立行政法人／社会福祉法人／医療法人／ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ 地方公共団体（上記と共同申請する者に限る）／ 個人（地方教協団体以外の上記と共同申請する者に限る）／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	1 自然公園法第10条第2項の規定に基づき、国立公園事業のうち、 1 自然公園法第10条第3項の規定に基づき、環境大臣の認可を受けて 2 自然公園法第10条第3項の規定に基づき、環境大臣の認可を受けて 3 民間企業（1又は2と共同申請する者に限る）	1 上下水道システム〔水道事業者又は水道用水供給事業者／工業用水道事業者／上記の者の所有する施設・設備の提供契約（PFI、ファイナンスリース）を行う民間企業〕 2 下水処理場〔下水道管理者／上記の者の所有となる施設・設備の提供契約（PFI、ファイナンスリース）を行う民間企業〕 3 ダム施設〔地方公共団体〕
補助事業	対象施設に対し、導入前の設備に比してCO ₂ 排出量を30%以上削減できる設備を導入するとともに、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築を行う事業を対象	ビルオーナーとテナントが環境負荷を低減する取組を含むグリーンリース契約等に基づき、補助金の申請対象となるテナント専用部に必要となる設備等を導入する事業	補助対象施設に掲げる空き家等に対し、導入前の設備に比してCO ₂ 排出量を15%以上削減できる設備を導入する事業を対象	対象施設に対し、導入前の設備に比してCO ₂ 排出量を15%以上削減できる対象設備を導入する事業	水道事業者等、下水道管理者又はダム管理者が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る対象施設・設備を整備する事業
交付要件	補助対象となる建築物（備考欄に記載）のうち、次の（注）に掲げるものを除く。 （注） 国立公園法第10条第3号の規定に基づく環境大臣の認可を受けた宿舎事業対象施設は、対象外 （注） 補助対象施設のうち、テナント部分は対象外	・設備の導入前後において、更新した設備全体の二酸化炭素排出量が20%以上削減できる設備改修であること ・CO ₂ の削減割合に、補助対象外設備である照明のCO ₂ 削減量を加味して計算することは可能とする ・共用部及び共用設備の低炭素化改修は、グリーンリース契約等を締結しているテナントの床面積割合がビル全体の延べ床面積の30%以上を占める場合に限り ・グリーンリース契約等の締結は交付申請時までに先行し、提出すること	1 a, b いずれかに該当する空き家等で、本補助事業の実施後、業務用施設として活用することが確定している空き家等 a 空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定により市町村が策定した「空き家等対策計画」において、当該計画で対策の対象とする地区及び空き家等の種類に該当する建築物のうち戸建 b 延べ面積300㎡未満の戸建等 【要件】 1 補助対象となる建築物は戸建、店舗併用住宅（集合住宅、業務用施設は対象外） 2 空き家状態が概ね1年間以上継続していること 3 新築ではないこと 4 当該空き家が「空き家等対策計画」の計画区域内にあること 5 当該空き家の種類が市町村の空き家等対策計画の対象となっていること 6 延べ面積300㎡未満であること ※ 4及び5又は6のいずれかが必須 【改修後の用途】 空き家の改修後は、次のいずれかの用途の業務用建築物として活用を図ること 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗等／飲食店等	【対象施設】 自然公園法第5条第1項の規定により環境大臣が指定する「国立公園」の区域内において、同法第10条第2項または第3項の規定に基づき宿舎事業、休憩所事業、博物館施設事業、案内所事業、野営所事業を執行する施設（所有者又は運営者の住居部分は補助対象外） 【要件】 1 導入前の設備に比してCO ₂ 排出量を15%以上削減できること 2 インバウンド対応のための改修等（Wi-Fi整備、トイレの洋式化、自社サイトの多言語化、案内表示の多言語化、客室の和洋室化等）の実施（インバウンド改修等にかかる費用は補助対象外） ※ 過去5年以内に実施したインバウンド改修等は可	【上下水道システム】 1 再生可能エネルギー施設・設備 太陽光発電及びヒートポンプの導入については、導入前と比較し、二酸化炭素排出量を10%以上削減できること 2 省エネルギー施設・設備 対象施設・設備を導入することで、導入前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できること 【下水処理場】 1 再生可能エネルギー施設・設備 太陽光発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を10%以上削減できること 2 省エネルギー施設・設備 中小規模の下水処理場（処理能力（日最大）が約5万m ³ /日以下）に下記対象施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できること 【ダム施設】 1 再生可能エネルギー施設・設備 管理用水力発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を削減できること 太陽光発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を10%以上削減できること 2 省エネルギー施設・設備 対象施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を5%以上削減できること
補助対象設備	空調設備（熱源、ポンプ、空調機器等：ルームエアコン）／ 空調・給湯設備（給湯器：ボイラー）／ 換気設備 電気設備（受変電設備：分電盤、動力盤等）／ ガス（供給設備）／ BEMS、測定機器／ 再生可能・未利用エネルギー利用設備／ 工事費	空調設備（熱源、ポンプ、空調機器等：ルームエアコン）／ 空調・給湯設備（給湯器：ボイラー）／ 換気設備 電気設備（受変電設備：分電盤、動力盤等）／ ガス（供給設備）／ BEMS、測定機器／ 再生可能・未利用エネルギー利用設備／ 工事費	断熱（WEBプログラムを利用した省エネ計算を行った場合のみ対象）／ 空調設備（熱源、ポンプ、空調機器等：ルームエアコン）／ 空調・給湯設備（給湯器：ボイラー）／ 換気設備／ 電気設備（受変電設備：分電盤、動力盤等）／ ガス（供給設備）／ BEMS、測定機器／ 再生可能・未利用エネルギー利用設備／ 工事費	空調設備（熱源、ポンプ、空調機器等：ルームエアコン）／ 空調・給湯設備（給湯器：ボイラー）／ 換気設備／ 電源（受変電設備：負荷設備）／ ガス（供給設備）／ EMS、測定機器／ 再生可能・未利用エネルギー利用設備／ 工事費	1 上下水道システム〔再生可能エネルギー施設・設備（小水力発電／太陽光発電等／ヒートポンプ）、省エネルギー施設・設備（インバータ設備／高効率モーター／高効率ポンプ／水運用システム／インラインポンプ／省エネ型排水処理装置／その他省エネルギー設備）〕 2 下水処理場〔再生可能エネルギー施設・設備（太陽光発電等）、省エネルギー施設・設備（省CO ₂ 促進設備更新等／その他の省エネルギー施設・設備）〕 3 ダム施設〔再生可能エネルギー施設・設備（管理用水力発電設備等）、省エネルギー施設・設備（省CO ₂ 促進設備更新等）〕
補助対象経費	設備費・工事費・事務費	設備費・工事費・事務費	設備費・工事費・事務費	設備費・工事費・事務費	設備費・工事費・事務費
補助率	補助率 1/3	補助率 1/3	補助率 1/3	太陽光発電設備以外 補助率 1/2 太陽光発電設備 補助率 1/3	太陽光発電設備以外 補助率 1/2 太陽光発電設備 補助率 1/3
上限／下限	上限 : 5,000万円 CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有	上限4,000万円 (a)テナント専用部と(b)共用部または共用設備（テナントの床面積割合がビル全体の延べ床面積の30%以上とする）の合算	上限なし	CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有	CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有 下限 : 補助金交付額 100万円
公募期間	2022/06/15～2022/07/15	2022/06/15～2022/07/15	2022/06/15～2022/07/15	2022/06/15～2022/07/15	2022/06/15～2022/07/15
備考	（補助対象建築物） 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗／ 学校等／飲食店等／集会所等	（補助対象建築物） 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗等／ サービス業を営む店舗等／学校等／飲食店等／集会所等			

令和4年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要

ホームページの番号	2-3 (1) (3)	2-3 (2) (3)	2-3 (4)、2-4 (3)		令和3年度補正 2-2
対象区分	集合住宅	集合住宅	集合住宅・戸建住宅		集合住宅・戸建住宅
補助金名	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 集合住宅の省CO ₂ 化促進事業（高低中層ZEH-M） 低層ZEH-M（ゼッチ・マンション）促進事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 集合住宅の省CO ₂ 化促進事業 中高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）支援事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 集合住宅の省CO ₂ 化促進事業&戸建住宅ネット・ゼロ・イキッド・ハウス（ZEH）化等支援事業 既存住宅における断熱リフォーム支援事業		令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
制度所管庁	環境省	環境省	環境省		環境省
執行団体	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人環境共創イニシアチブ	公益財団法人北海道環境財団		公益財団法人北海道環境財団
補助対象者	補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等（所有者）であり、以下①②③のいずれかに該当し、④を満たすもの ①ZEHデベロッパーに登録されているもの ②個人または不動産業以外の法人であり、以下（略） ③不動産業を業とする法人であり、以下（略） ④政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること	補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等であり、以下①②③のいずれかに該当し、④を満たすもの ①ZEHデベロッパーに登録されているもの ②個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、以下（略） ③不動産業を業とする法人であり、以下（略） ④政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること	トータル断熱	居間だけ断熱	トータル断熱
			〔戸建住宅〕個人の所有者又は所有予定者／賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可） 〔集合住宅・個別〕個人の所有者又は所有予定者／賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可） 〔集合住宅・全体〕管理組合等の管理者／賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）		
補助事業	交付要件を満たす低層集合住宅にZEH-Mの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する事業	交付要件を満たす中層ならびに高層集合住宅にZEH-Mの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する事業 ※ 中層集合住宅とは、住宅用途部分が4層以上5層以下 ※ 高層集合住宅とは、住宅用途部分が6層以上20層以下	〔戸建住宅又は集合住宅・個別の所有者又は所有予定者〕申請者が居住する住宅であること／専用住宅であること 他 〔集合住宅・全体の管理組合等の代表者〕原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること／専用住宅であること 他 〔賃貸住宅の所有者〕申請者が当該住戸を所有していること／専用住宅であること／集合住宅（全体）の場合、1棟全てを所有していること及び、原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること		令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金・集合住宅の省CO ₂ 化促進事業&戸建住宅ネット・ゼロ・イキッド・ハウス（ZEH）化等支援事業・既存住宅における断熱リフォーム支援事業（トータル断熱）に同じ
交付要件	1 申請者は、日本国内で事業を営んでいる個人、個人事業主または法人等であって、低層ZEH-Mの構成要素に必要なシステム・機器を国内の低中層集合住宅に導入する事業であること 2 ZEH-M設計ガイドライン作成ならびに普及に向けた施策のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること 3 住宅用途部分が3層以下であること。以下、（略） 4 申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業（または係わる事業）であることを必須とする。以下、（略） 5 集合住宅のZEHの定義における住棟の評価がNearly ZEH-M以上を達成すること 6 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネ性能表示により、住棟の評価として「ZEH-M」、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready（住宅部分が4層・5層の集合住宅のみ）のうちいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、本年度の中間報告時までには受けること 8 交付申請時に示したZEH-Mランクである旨が示された省エネルギー性能評価証の写しを中間報告時に提出すること 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネ性能表示（BELS等）により、全住戸の住宅評価書を中間報告時までには取得すること 10（略）【エネルギー使用状況の計測・記録】 11（略）【データ管理体制】 12（略）【エネルギー使用状況の報告】 13（略）【入居者募集広告等でのZEH-Mマーク等の明示】 14（略）【8地域要件の満足】 15（略）【事業遂行能力】 16 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者による事業であること。以下、（略）	1 申請者は、日本国内で事業を営んでいる個人、個人事業主または法人等であって、高層ZEH-Mの構成要素に必要なシステム・機器を国内の中高層集合住宅に導入する事業であること 2 ZEH-M設計ガイドライン作成ならびに普及に向けた施策のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること 3 住宅用途部分が4層以上20層以下であること。以下、（略） 4 申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業（または係わる事業）であることを必須とする。以下、（略） 5 住宅用途部分が4層・5層の中層集合住宅は、集合住宅のZEHの定義におけるZEH-M Ready以上を、住宅用途部分が6層以上20層以下の高層集合住宅は、集合住宅のZEHの定義におけるZEH-M Oriented以上を達成すること 6 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネ性能表示により、補助対象建築物について、住宅用途部分が4層・5層の集合住宅は住棟の評価がZEH-M Ready以上、住宅用途部分が6層以上20層以下の集合住宅は、ZEH-M Oriented以上の交付申請時に示した省エネルギー性能評価の認証住棟を、本年度の事業完了日までに取得すること 8（略）【エネルギー使用状況の計測・記録】 9（略）【データ管理体制】 10（略）【エネルギー使用状況の報告】 11（略）【入居者募集広告等でのZEH-Mマーク等の明示】 12（略）【8地域要件の満足】 13（略）【事業遂行能力】 14 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者による事業であること。以下、（略）	1 本事業の補助対象製品を用い、公募要領の「2 事業要件の詳細」に従った既存住宅の断熱改修を行うこと。 2 本事業に係る契約締結（申込金等の入金を含む）及び建物本体の着工（各部位の解体、仮設足場等を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に実施すること。 3 完了実績報告書を提出期限内に提出すること。 4 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれないこと。 5 「居間だけ断熱」との併用はできない。	1 本事業の補助対象製品を用い、公募要領の「2 事業要件の詳細」に従った既存住宅の断熱改修を行うこと。 2 本事業に係る契約締結（申込金等の入金を含む）及び建物本体の着工（各部位の解体、仮設足場等を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に実施すること。 3 完了実績報告書を提出期限内に提出すること。 4 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれないこと。 5 「トータル断熱」との併用はできない。	1 本事業の補助対象製品を用い、公募要領の「2 事業要件の詳細」に従った既存住宅の断熱改修を行うこと。 2 本事業に係る契約締結（申込金等の入金を含む）及び建物本体の着工（各部位の解体、仮設足場等を含む）は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に実施すること。 3 完了実績報告書を提出期限内に提出すること。 4 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれないこと。 5 「居間だけ断熱」との併用はできない。
補助対象経費	設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費	設備費・工事費		設備費・工事費
補助率	1 交付要件を満たした低層集合住宅 40万円／戸（定額） 2 蓄電システム（加算） 次の①～③のうち、最も低い金額 ①初期実効容量1kWhあたり2万円 ②蓄電システムの補助対象経費の1/3 ③補助額上限20万円／戸 3 CLT（加算） 10万円／㎡（上限 1,500万円／棟） 4 地中熱ヒートポンプシステム（加算） 90万円／戸（定額） 5 PVTシステム 液体式（パネル面積：5㎡以上8㎡未満） 65万円／戸 液体式（パネル面積：8㎡以上） 80万円／戸 空気式（パネル面積（22㎡以上） 90万円／戸 6 液体集熱式太陽熱利用システム（加算） パネル面積：4㎡以上6㎡未満 12万円／戸 パネル面積：6㎡以上 15万円／戸 7 V2H充電設備（充放電設備）（加算） 次の①～③のうち、最も低い金額 ①～③（略） 8 EV充電設備（加算） 次の①～③のうち、最も低い金額 ①～③（略）	補助対象経費の1/3以内	補助対象経費の1/3以内		補助対象経費の1/3以内
			〔補助対象製品〕 1 高性能建材（ガラス、窓、断熱材、玄関ドア、LED照明） ※ LED照明は、集合住宅・全体の共用部に限る。 2 家庭用蓄電システム ※ 戸建住宅に限る。 3 家庭用蓄熱設備 ※ 戸建住宅に限る。 4 熱交換型換気設備等 ※ 戸建住宅、集合住宅・個別に限る。		〔補助対象製品〕 1 高性能建材（窓、玄関ドア、LED照明） ※ LED照明は、集合住宅・全体の共用部に限る。 2 家庭用蓄電システム ※ 戸建住宅に限る。 3 家庭用蓄熱設備 ※ 戸建住宅に限る。 4 熱交換型換気設備等 ※ 戸建住宅、集合住宅・個別に限る。
上限／下限	上限：3億円 （複数年度事業についての事業全体の上限：6億円）	上限：3億円／年 （複数年度事業における全体の上限：8億円） 補助対象事業の費用対効果に伴う補助金の上限あり	〔上限〕 高性能建材 120万円／戸（戸建住宅）、15万円／戸（集合住宅） うち、玄関ドアは5万円／戸（戸建住宅、集合住宅） 家庭用蓄電システム 20万円、家庭用蓄熱設備 20万円、熱交換型換気設備等 5万円		〔上限〕 高性能建材 120万円／戸（戸建住宅）、15万円／戸（集合住宅） うち、玄関ドアは5万円／戸（戸建住宅、集合住宅） 家庭用蓄電システム 20万円、家庭用蓄熱設備 20万円、熱交換型換気設備等 5万円
公募期間	一次公募 2022/05/13～2022/09/09 二次公募 2022/10/03～2022/12/09	2022/06/01～2022/06/30	6月公募 2022/06/17～2022/08/10		2022/03/14～2022/06/03
備考					

令和4年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要

ホームページの番号	令和3年度補正 2-2	令和3年度補正 2-1(1)	2-4 (1)(2)(3)	2-5		
対象区分	集合住宅・戸建住宅	業務用建築物	戸建住宅	戸建住宅		
補助金名	令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 既存住宅における断熱リフォーム支援事業	令和3年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための 高機能換気設備導入・ZEB化支援事業 レジリエンス強化型ZEB実証事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策補助金 戸建住宅向け・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 ZEH+支援事業	令和4年度LCCM住宅整備推進事業		
制度所管庁	環境省	環境省	環境省	国土交通省		
執行団体	公益財団法人北海道環境財団	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人環境共創イニシアチブ	LCCM住宅整備推進事業実施支援室		
補助対象者	居間だけ断熱	民間企業／個人事業主／独立行政法人／地方独立行政法人／ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／ 医療法人／	法人申請	個人申請	・戸建住宅を供給する事業者	
	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金・集合住宅の 省CO2化促進事業&戸建住宅向け・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化 等支援事業・既存住宅における断熱リフォーム支援事業（居間だけ 断熱）と同じ	一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ 地方公共団体／ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	1 SIIに登録されたZEHビルダー／プランナーのうち、「建売住宅」 の区分を有している者 2 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、 「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること	1 新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅の購入予定者 となる個人 2 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、 「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること		
補助事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金・集合住宅の 省CO2化促進事業&戸建住宅向け・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化 等支援事業・既存住宅における断熱リフォーム支援事業（居間だけ 断熱）と同じ	〔面積要件〕 a 地方公共団体等が所有する建築物等（面積要件なし） b 上記以外の者が所有する業務用建築物等（新築：延べ面積 10,000㎡未満、既存建築物：延べ面積2,000㎡未満） 〔用途〕 備考欄に掲げる用途の業務用施設であること	1 専用住宅であること（併用住宅は住宅部分のみ） 2 建売を前提に建築され、一度も登記されていない住宅 3 ZEH又はZEH+の要件を満たす住宅	1 申請者が常時居住する住宅 2 専用住宅であること（併用住宅は住宅部分のみ） 3 新築戸建建売住宅の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者 4 賃貸住宅・集合住宅は対象外 5 ZEH又はZEH+の要件を満たす住宅	1 常時居住する戸建住宅であること 2 申請した事業者が一般消費者に引き渡す戸建住宅であること 3 専用住宅であること 4 一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ 等の設備を有する戸建住宅であること	
	交付要件	1 本事業の補助対象製品を用い、公募要領の「2 事業要件の 詳細」に従った既存住宅の断熱改修を行うこと。 2 本事業に係る契約締結（申込金等の入金を含む）及び建物本 体の着工（各部位の解体、仮設足場等を含む）は、本事業の交 付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に実施すること。 3 完了実績報告書を提出期限内に提出すること。 4 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含ま れないこと。 5 「トータル断熱」との併用はできない。	1 レジリエンス機能（停電時にも必要なエネルギーが供給でき る機能）が求められる公共性の高い施設であることを証する書 面を提出すること 2 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に規定 する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」にお ける外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準に適合してい ること及びそれを証するに必要な資料を添付すること 3 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー 消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準に おいて、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費 量より50%以上削減すること 4 熱源（冷気機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等 の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収 集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること 5 建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省 エネルギー性能表示制度（BELS）において「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの省エネルギー性能 評価の認証を事業開始後速やかに取得し、「省エネルギー性能 表示」およびその表示に関する「評価書」の写しを提出するこ と 6 本事業へ申請する場合は、ZEH+の登録を必須 要件とする。交付決定後、初年度完了実績報告時までには、必ず ZEH+の登録申請を行うこと。 また、全ての事業についてZEB+が関与する事業である こと。その場合、ZEB+が交付決定時までに登録が完了し ている者であること。 7 省エネ型の第一種換気設備（全熱交換型、顕熱交換型、プラ シレスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等）を導入するこ と 8 需要側設備を通信・制御する機器を導入すること。 9 再生可能エネルギーについては、主に自家消費されることを 原則とする。以下、（略）	【ZEHの交付要件】 1 ZEHロードマップにおける「ZEH」の定義を満たしていること 2 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー／プランナー が関与（設計、建築、改修又は販売）する住宅であること 3 申請する住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示にて、 【ZEH】であることを示す証書を原則として中間報告前に取得 し、その写しを中間報告時に提出できること 4 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること 5 要件を満たすエネルギー計測装置（HEMS）を導入すること 【ZEH+の交付要件】 上記の1～5に加えて 6 以下のうち2つ以上を選択し導入すること （ZEH+の選択要件） 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基 準（U _A 値）以上であること 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上 で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気 自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電を可能と する設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充電すること を可能とする設備を導入すること	【ZEHの交付要件】 1 ZEHロードマップにおける「ZEH」の定義を満たしていること 2 申請する住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示にて、 【ZEH+】であることを示す証書を原則として中間報告前に取得 し、その写しを中間報告時に提出できること 3 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること 4 要件を満たすエネルギー計測装置（HEMS）を導入すること 5 補助対象住宅の購入者は入居後2年間、SIIが定める使用状 況の報告を行う必要がある旨を購入者と締結する不動産売買契 約書における重要事項説明書に明示すること 【ZEH+の交付要件】 上記の1～5に加えて 6 以下のうち2つ以上を選択し導入すること （ZEH+の選択要件） 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基 準（U _A 値）以上であること 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上 で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気 自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電を可能と する設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充電すること を可能とする設備を導入すること	【事業要件】 1 戸建住宅の新築 2 強化外皮基準（1～8地域の平成28年省エネルギー基準を満 たしたうえで、U _A 値 1. 2地域：0.4 [W/mK] 以下、3地 域：0.5 [W/mK] 以下、4～7地域：0.6 [W/mK] 以下） 3 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギーから25%以 上の一次エネルギー消費量削減 4 再生可能エネルギーを導入（容量不問） 5 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量か ら100%以上の一次エネルギー消費量削減 6 以下のいずれかの方法（略）で、LCCO ₂ を算定し、結果 が0以下となるもの 7 住宅の品質について、CASBEEのB+ランク又は同等以上の性 能を有するもの（長期優良住宅認定など）。ただし、耐震性に ついては……（後略）…… 8 交付決定を受けた年度に事業着手するもの 9 住宅の立地が「災害危険区域」及び「土砂災害特別警戒区域 」に該当しないこと
補助対象設備		断熱（断熱等（省エネルギー計算ができること）／ 空調・給湯（熱源機器、熱源付帯機器、ポンプ、空調機器、 給湯機器）／ 換気（換気機器）／ 再生可能エネルギー利用機器、未利用エネルギー活用 機器、コージェネ、蓄電システム）／ 電源（変電設備、負荷設備）／ BEMS（制御部、監視部、管理部）／ 工費費／ その他（省エネルギー性能表示）	【『ZEH』・『ZEH+』共通の補助対象設備等】 省エネ性能表示評価書／高断熱外皮／空調設備／給湯設備／ 省エネルギー設備（換気設備、照明設備）／創エネルギー設備／ エネルギー計測装置（HEMS）／蓄電システム／直交集成版 （CLT）／地中熱ヒートポンプ・システム／PVTシステム／ 液体集熱式太陽熱利用システム 【ZEH+の選択要件】 ZEH+の選択要件に加えて、高断熱外皮／空調設備、給湯設備、蓄 電システム、充電設備、充放電設備（V2H充放電設備等）、HEMS ＜各設備とHEMSとが公募要領に定められた仕様を満足しているもの＞、 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した 自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備	【『ZEH』・『ZEH+』共通の補助対象設備等】 省エネ性能表示評価書／高断熱外皮／空調設備／給湯設備／ 省エネルギー設備（換気設備、照明設備）／創エネルギー設備／ エネルギー計測装置（HEMS）／蓄電システム／直交集成版 （CLT）／地中熱ヒートポンプ・システム／PVTシステム／ 液体集熱式太陽熱利用システム 【ZEH+の選択要件】 ZEH+の選択要件に加えて、高断熱外皮／空調設備、給湯設備、蓄 電システム、充電設備、充放電設備（V2H充放電設備等）、HEMS ＜各設備とHEMSとが公募要領に定められた仕様を満足しているもの＞、 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した 自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備	補助対象工事 1) 外皮断熱工事（天井、外壁、床、基礎等における断熱工事） 2) 開口部断熱工事（窓、扉等の開口部における断熱工事） 3) 高効率設備機器工事（暖冷房設備、換気設備、給湯設備、照 明設備） 4) 耐震性強化工事（躯体における耐震強化改修工事） 5) その他工事（HEMS、蓄電池設備、太陽熱給湯システム、燃料 電池設備等）	
補助対象経費	設備費・工事費	設計費・設備費・工事費	設備費・工事費	設備費・工事費	設計費・補助対象工事の掛かり増し費用	
補助率	補助対象経費の1/3以内 (補助対象製品) 1 高性能建材（窓、玄関ドア） 2 家庭用蓄電システム ※ 戸建住宅に限る。 3 家庭用蓄熱設備 ※ 戸建住宅に限る。 4 熱交換型換気設備等 ※ 戸建住宅、集合住宅・個別に限る。	1 新築建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地 方公共団体以外所有は延べ面積10,000㎡未満のみ対象） (1) 延べ面積10,000㎡以上 『ZEB』 : 補助率 2/3 Nearly ZEB : 補助率 3/5 ZEB Ready : 補助率 1/2 (2) 延べ面積2,000㎡以上10,000㎡未満 『ZEB』 : 補助率 2/3 Nearly ZEB : 補助率 3/5 ZEB Ready : 補助率 1/2 (3) 延べ面積2,000㎡未満 『ZEB』 : 補助率 2/3 Nearly ZEB : 補助率 3/5 ZEB Ready : 補助率 1/2 2 既存建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地 方公共団体以外所有は延べ面積2,000㎡未満のみ対象） 補助率 : 2/3 （『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Read）	1 補助対象住宅 1) 『ZEH』 : 55万円／戸 2) 『ZEH+』 : 100万円／戸 2) 蓄電システム 以下の①～③のうちで、最も安い金額を加算 ①初期実効容量1kWhあたり2万円 ②蓄電システムの補助対象経費の1/3 ③補助額上限20万円 3 直交集成版（CLT） : 90万円／戸 4 地中熱ヒートポンプ・システム : 90万円／戸 5 PVTシステム ＜液体式＞ パネル面積5㎡以上8㎡未満 : 65万円 パネル面積8㎡以上 : 80万円 90万円 ＜空気式＞ パネル面積22㎡以上 : 90万円 6 液体集熱式太陽熱利用システム パネル面積4㎡以上6㎡未満 : 12万円 パネル面積6㎡以上 : 15万円		1/2以内	
上限／下限	〔上限〕 高性能建材 120万円／戸（戸建住宅）、15万円／戸 （集合住宅）うち、玄関ドアは5万円／戸（戸建住宅、 集合住宅）家庭用蓄電システム 20万円、家庭 用蓄熱設備 20万円、熱交換型換気設備等 5万円	上限 : 5億円（延べ面積2,000㎡以上） 3億円（延べ面積2,000㎡未満） CO ₂ 1トン当たりの削減コストによる上限有			140万円／戸以内	
公募期間	2022/05/06～2022/06/03	2022/03/29～2022/05/13	一次公募 2022/05/13～2022/06/17、二次公募 2022/07/04～2022/08/19 三次公募 2022/08/29～2022/10/21、四次公募 2022/11/21～2023/01/06	第1回 2022/07/01～2022/08/31 第2回 2022/**/**～2022/**/**		
備考		(補助対象建築物) 事務所等／ホテル等／病院等／物販売業を営む店舗等／ 学校等／飲食店等（自然公園内のみ）／集会所等				

令和4年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要

ホームページの番号	2-6	2-7 2-10(B)	2-8	2-9	2-10 (A)	2-10 (B)
対象区分	戸建住宅・集合住宅・業務用建築物	業務用建築物・集合住宅	戸建住宅・共同住宅	戸建住宅・共同住宅	業務用建築物・集合住宅・戸建住宅	業務用建築物・集合住宅・戸建住宅
補助金名	令和4年度地域型住宅グリーン化事業	令和4年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型：一般建築物）及び優良木造建築物等整備推進事業	令和4年度長期優良住宅リフォーム推進事業	令和4年度住宅エコリフォーム事業	令和4年度サステナブル建築物等先導事業（省CO ₂ 先導型）	令和4年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型・木造実験棟）
制度所管庁	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
執行団体	地域型住宅グリーン化事業評価事務局	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）及び優良木造建築物等整備推進事業 評価事務局	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室	住宅エコリフォーム推進事業実施支援室	サステナブル建築物等先導事業（省CO ₂ 先導型）評価事務局	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）及び優良木造建築物等整備推進事業 評価事務局
補助対象者	共通ルールに基づき省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の整備及びこれと併せて行う三世帯同居への対応を行う、地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等によって構成されるグループであって、国土交通省によって採択されたもの	・本事業に応募したプロジェクトを実施する予定の建築主	・リフォーム工事の施工業者 ・買取再販業者	・施工業者 ・買取再販事業者	・省CO ₂ 技術を住宅・建築物を導入する建築主等（民間事業者等） ・建築主と一体的に又は連携して省CO ₂ 技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）	補助事業の交付要件を満たす事業を行う者（地方公共団体を含む、建築物の建築主）
補助事業	1 長寿命型（必要な認定等：認定長期優良住宅） 2 ゼロ・エネルギー型（必要な認定等：ゼロ・エネルギー住宅（Nearly ZEHを含む）、ZEH Oriented） 3 高度省エネ型（必要な認定等：認定低炭素住宅）	1 次のi)～iii)のいずれかのもの i) 公募要領の別紙1に掲げる木造先導事業の要件に適合 ii) 公募要領の別紙2に掲げる優良木造事業の要件に適合 iii) i)の部分とii)の部分を組み合わせたもの 2・3 (略)	・リフォームを行う住宅であること（戸建住宅、共同住宅のいずれも対象）	・開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事を実施するもの ・改修（部分改修を含む）による省エネ性能がZEHレベルになるもの	省CO ₂ の実現性に優れたリーディングプロジェクト（新築、改修、マネジメントシステム、技術の検証）となる事業 ※非住宅・中小規模建築物部門は新築のみ	CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験の両方を担う実験棟を整備する事業
交付要件	【共通要件】 1 主要構造部が木造のもの 2 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅の新築（ゼロ・エネルギー型においては、戸建住宅の新築） 3 各補助対象住宅に関わる事業者のうち設計者、施工管理者又は大工技能者のいずれか1人が、住宅省エネルギー技術講習会の修了者又は別途定める講習会等の受講者等であること 4 主要構造部に用いる木材は、グループが定める地域材を積極的に使用するものとする 5 施工事業者は、補助対象となる住宅の工事を元請けとして行うこと（ゼロ・エネルギー型・高度省エネ型においては、外皮計算、一次エネルギー消費量計算に寄与する工事は、原則として、元請けである施工事業者が行うこと）他 【ZEH又はZEH水準の住宅に求める共通要件】 6 ZEH又はZEH水準の住宅は、次のA又はB（募集要領p8に掲載）のいずれかを満たすこと（構造計算、耐震性能） 【長寿命型住宅の要件】 7 所管庁による認定を受けた「認定長期優良住宅」であり、かつ外皮性能及び一次エネルギー消費量がZEH水準であることが認定書で確認できる住宅 【ゼロ・エネルギー型の住宅の要件】 8 外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入、再生可能エネルギー等の導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロになる住宅 【高度省エネ型の住宅の要件】 9 所管庁の「認定低炭素住宅」であり、かつ外皮性能及び一次エネルギー消費量がZEH水準であることが認定書で確認できる住宅	【事業の要件（全部門共通）】 イ 新築、既存改修する住宅・建築物を提案するプロジェクトについては、以下の省エネルギー性能を満たし、省エネルギー性能の表示を行うものであること ・新築される住宅・建築物については、平成28年省エネ基準を満たしているものであること ・既存改修される住宅・建築物については、改修後に平成28年省エネ基準に適合するものであること ・住宅・建築物の省エネルギー性能の表示を行うものであること ロ 運用後のエネルギー使用量の計測、CO ₂ 削減効果実証に関する計画書を提出するもの ハ 採択年度に事業着手するもの ニ 住宅・建築物プロジェクト全体として省CO ₂ を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること ※ 一般部門、中小規模建築物部門、LCC部門及び賃貸住宅トップランナー事業者部門の別に、先導性を評価するための「評価にあたって考え方」あり	1 インスペクションを行うとともに、維持保全計画及びリフォームの履歴を作成すること インスペクションで耐火事象不具合が指摘された場合、リフォームの工事内容に含めて改修するか、維持保全計画に補修時期又は点検時期を明記すること 2 リフォーム工事実施後の住宅性能が、次の基準を満たしていること ＜評価基準型＞ 劣化対策、耐震性、省エネ性の3項目について評価基準に適合していること ＜認定長期優良住宅型＞ 全ての性能項目で認定基準に適合すること 3 一時エネルギー消費量が、以下の基準を満たしていることを確認すること ＜太陽光発電を設置していない場合＞ BEIの値が0.8以下、削減率が90%以上であること ＜太陽光発電を設置している場合＞ 太陽光発電によるエネルギー削減効果を除いて算出したBEI値が0.8以下であること	【全体改修・建替え】 ・断熱性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となるもの ※BELS等の第三者評価の認証を取得するもの ※再生可能エネルギーの導入は要件としない 【部分改修】 ・必須工事 複数の開口部についてZEH仕様基準を満たすように改修する工事 ・必須工事と併せて実施することで対象になる工事 ①ZEH仕様基準を満たす躯体の断熱改修工事 ②下記設備の高効率化工事 太陽熱利用システム／ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）／電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）／潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）／潜熱改修型ガス給湯器（エコジョーズ）／燃料電池システム（エネファーム）／ガスエンジン・コージェネレーション／高断熱浴槽／浴室シャワーの節湯水栓／蓄電池／LED照明	【事業の要件（全部門共通）】 イ 新築、既存改修する住宅・建築物を提案するプロジェクトについては、以下の省エネルギー性能を満たし、省エネルギー性能の表示を行うものであること ・新築される住宅・建築物については、平成28年省エネ基準を満たしているものであること ・既存改修される住宅・建築物については、改修後に平成28年省エネ基準に適合するものであること ・住宅・建築物の省エネルギー性能の表示を行うものであること ロ 運用後のエネルギー使用量の計測、CO ₂ 削減効果実証に関する計画書を提出するもの ハ 採択年度に事業着手するもの ニ 住宅・建築物プロジェクト全体として省CO ₂ を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること ウ 実験・実証の一部について（国研）建築研究所や学識経験者等の公的主体と共同又は協力を得て研究を行うこと エ 実験・検証の内容・結果を遅滞なく公表し、広く活用を促すこと オ 実験・検証の一部について、一般公開を実施する等、施設が木造建築技術の普及啓発に資すること ※ 一般部門（非住宅、共同住宅、戸建住宅）及び中小規模建築物部門（非住宅）の別に、「評価にあたって考え方」の記載あり	【事業の要件】 (1) 次の全ての要件に該当するものであること。 ア 当該施設の実証が、CLT等新たな木質部材・工法の採用、材料や工法の工夫による整備コストの低減、単位床面積当たりの木材使用量の拡大、木材利用に関する建築生産システム等について、先導性を有する内容が主であること イ 新たな木造建築技術を導入するための、建築基準法、住宅品質確保促進法等に対応する実証実験、建築住宅性能評価（現場検査）、瑕疵担保の検査の内容検討など、国の制度基準に関する検証を（以下、「実験・実証」という。）を行う施設であること ウ 実験・実証の一部について（国研）建築研究所や学識経験者等の公的主体と共同又は協力を得て研究を行うこと エ 実験・検証の内容・結果を遅滞なく公表し、広く活用を促すこと オ 実験・検証の一部について、一般公開を実施する等、施設が木造建築技術の普及啓発に資すること (2) 令和4年度中に事業に着手するものであること。
補助対象設備					<p>＜一般部門（非住宅、共同住宅／戸建住宅）＞ 新築：建築物の整備費（建設工事費）のうち、提案された先導的な取り組みを実現するために必要な部分の整備費 改修：建築物の改修費のうち、提案を採択された先導的な省CO₂改修に係る費用 ＜中小規模建築物部門＞ 建築物の整備費（建設工事費）のうち、提案されたZEB基準の水準の省エネルギー性能を実現するための取り組み、その他の先導的な取り組みを実現するために必要な部分の整備費</p>	
補助対象経費	材料費・設備費・工事費	調査設計計画費・建設工事費・技術の検証費・附帯事務費	工事費・インスペクションに要する費用		設計費・建設工事費・附帯工事費	調査設計計画費・建設工事費（設備設計費・設備工事費を除く）
補助率	<p>【長寿命型（認定長期優良住宅）】 公募要領別表1に掲げる補助対象経費であって、当該木造住宅の建設に要する費用の1/10以内 【ゼロ・エネルギー住宅型（ゼロ・エネルギー住宅、ZEH Oriented）】 公募要領別表1に掲げる補助対象経費であって、当該木造住宅の建設に要する費用の1/10以内 【高度省エネ型（認定低炭素住宅）】 公募要領別表1に掲げる補助対象経費であって、当該木造住宅の建設に要する費用の1/10以内</p> <p>※ 地域材利用、三世帯同居への対応、若者・子育て世帯への支援、地域文化への支援及びバリアフリー対策への支援に対する加算あり ※ 加算の併用が可能な組合わせあり</p>	<p>【木造先導事業】 1 調査設計計画費：先導的な木造化に係る費用の1/2以内 2 建設工事費：木造化した場合の掛り増し費用の1/2以内 3 技術の検証費：先導的な技術の効果検証のための追加的費用の1/2以内 4 附帯事務費（人件費、旅費、一般管理費等）：1と2の合計の1/2以内 【優良木造事業】 1 調査設計計画費：木造化に係る費用の1/2以内 2 建設工事費：木造化した場合の掛り増し費用の1/3以内</p>	1/3 (工事費、インスペクション費用)	<p>【全体改修・建替え】 ・省エネ診断 1/3 ・省エネ設計等 1/3 ・省エネ改修 戸建住宅：11.5%、マンション1/6 【部分改修】 ・省エネ診断 1/3 ・省エネ設計等 1/3 ・省エネ改修 戸建住宅：11.5%、マンション1/6</p>	<p>＜1 一般部門（非住宅）＞ 5億円/プロジェクト（評価委員会において認められた事業は、10億円。標準単価方式による場合は総事業費の3.5%） ＜2 中小規模建築物部門（非住宅）＞ 5億円/プロジェクト（標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%） ＜3 一般部門（共同住宅／戸建住宅）＞ 5億円/プロジェクト（評価委員会において認められた事業は、10億円） 戸建住宅の場合は、200万円/戸を上限</p>	<p>定 額</p> <p>(計算式) 補助対象経費×0.9×実験・実証等の年数/7年</p>
上限／下限	【認定長期優良住宅（ZEH水準）】①、【認定長期優良住宅】②、【ゼロ・エネルギー住宅（Nearly ZEHを含む）】③、【ゼロ・エネルギー住宅（長期優良認定）】④、【ZEH Oriented】⑤、【認定低炭素住宅（ZEH水準）】⑥、【認定低炭素住宅】⑦	上限：500万円/案件	【評価基準型・認定長期優良住宅型】100万円・200万円/戸 ※ 三世帯同居対応改修工事、若者実施工事、子育て世帯実施工事、既存住宅購入者又は高度省エネルギー化工事のいずれかを実施する場合は、補助限度額に50万円を加算	戸建住宅 512,700円/戸 共同住宅 2,500円/㎡ マンション 3,700円/㎡ (最低補助金額：5万円（診断のみは1万円）)		300万円/棟
公募期間	グループ募集：2022/04/27～2022/06/06 交付申請（事前枠付与方式）：～2022/10/末	第1期 2022/04/22～2022/06/10 第2期 2022/07/01～2022/08/26	(事前採択タイプ) 2022/04/08～2022/05/27	2022/09/14～2022/12/16	第1回 2022/06/01～2022/07/05	I期 2022/04/22～2022/06/10 II期 2022/07/01～2022/08/26
備考	①上限：140万円/戸、②上限：110万円/戸、③上限140万円/戸、④上限：150万円/戸、⑤上限：90万円/戸、⑥上限：90万円/戸、⑦上限：70万円/戸					

令和4年度におけるZEH・ZEB（建築物の省エネ改修）補助金の概要

ホームページの番号	2-10 (C)	2-11	令和3年度補正2-4
対象区分	戸建住宅・集合住宅（長屋）	業務用建築物	戸建住宅・集合住宅
補助金名	令和4年度サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）	令和4年度既存建築物省エネ化推進事業	こどもみらい住宅支援事業
制度所管庁	国土交通省	国土交通省	国土交通省
執行団体	サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価・審査室	既存建築物省エネ化推進事業評価事務局	こどもみらい住宅支援事業事務局
補助対象者	・地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫等による先導的な技術を導入する建築主等（民間事業者等） ・建築主と一体・連携して地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫等による先導的な技術を導入する者等	・省エネルギー改修工事を行う建築主等（民間業者） ・建築主と一体的に又は連携して省エネルギー改修工事を行う者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）	・新築住宅の建築事業者（注文住宅の新築） ・新築住宅の販売事業者（新築分譲住宅の購入） ・リフォーム工事の工事施工業者（リフォーム）
補助事業	地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術を活用しつつも、省エネルギー化の工夫や現行基準での評価が難しい環境負荷低減対策等を図ることにより、低炭素住宅又は長期優良住宅と同程度に良質なモデル的住宅を実現する事業計画（プロジェクト）の提案であるもの	既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物の改修であって、構造躯体（外皮）や建築設備の省エネルギー改修工事、及び省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施するもの	・子育て世帯又は若年夫婦世帯が取得する一定性能を満たす注文住宅の新築や新築分譲住宅の購入 ・世帯を問わず対象工事を実施するリフォーム
交付要件	1 地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術を活用していること 2 現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策等によりCO2の削減に寄与する住宅であること 3 令和4年度内に事業に着手するものであること	1 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること 2 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること 3 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと 4 改修後に建築物の省エネルギー性能を表示すること 5 エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること 6 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること 7 採択年度中に着手し、原則として当該年度に事業を完了するものであること 8 改修後に耐震性を有すること 9 事例集等への情報提供に協力すること	1 注文住宅の新築／新築分譲住宅の購入 次のいずれかに該当する住宅を対象 (1) ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented (2) 高い省エネ性能を有する住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅） (3) 一定の省エネ性能を有する住宅（日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅） 2 リフォーム 次のいずれかに該当するリフォーム工事等 (1) 開口部の断熱改修（ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換） (2) 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 (3) エコ住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓）の設置 (4) 子育て対応改修（ビルトイン食洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機、宅配ボックス） (5) 耐震改修 (6) バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張、ホームエレベーターの新設、衝撃緩和装置の設置） (7) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 (8) リフォーム瑕疵保険等への加入
補助対象設備		・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第1条に定める建築設備 ・センサー、データロガー、データ収集・分析等のエネルギー管理に係るソフトウェア等	
補助対象経費		工事費・設備費・附帯工事費	
補助率	地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫による低炭素化に係る先導的な技術を導入した場合の工事費の掛かり増し費用の1/2以内	1 省エネルギー改修工事 (1) 建設工事等 工事費と設備費の合計の1/3以内（開口部の日射調整フィルムは、1/6以内） (2) エネルギー使用量の計測等 工事費と設備費の1/3以内（補助対象事業費が100万円を超える場合は、建設工事等に係る事業費の10%の額と補助対象事業費とのいずれか低い方） (3) 省エネルギー性能の表示 申請費用及び評価結果の表示のための費用の1/3以内 (4) 附帯工事費 (1)～(3)の2.2%以内 2 バリアフリー改修工事 (1) 建設工事等 工事費と設備費の合計の1/3以内 (2) 附帯工事費 (1)の2.2%以内	1 注文住宅の新築／新築分譲住宅の購入 (1) ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented …… 100万円/戸 (2) 高い省エネ性能を有する住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅） …… 80万円/戸 (3) 一定の省エネ性能を有する住宅（日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅） …… 60万円/戸 2 リフォーム 次のいずれかに該当するリフォーム工事等 (1) 開口部の断熱改修 (2) 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 (3) エコ住宅設備の設置 (4) 子育て対応改修 (5) 耐震改修 (6) バリアフリー改修 (7) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 (8) リフォーム瑕疵保険等への加入 …… 「こどもみらい住宅支援事業の内容について」※のp9～13に掲載の補助額のとおり ※) https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/assets/docs/kodomo-mirai_detail.pdf
上限／下限	【上限額】 建設工事費全体の10%以内又は100万円/戸のうちの少ない金額	省エネルギー改修工事 5,000万円/事業 (ただし、設備に要する費用は、2,500万円以内) バリアフリー改修工事 2,500万円/事業を上限に加算	子育て世帯又は若年夫婦世帯が既存住宅を購入しリフォームを行う場合（60万円）、同じく上記以外のリフォームを行う場合（45万円）。 その他の世帯が安心R住宅を購入しリフォームを行う場合（45万円）、同じく上記以外のリフォームを行う場合（30万円）。
公募期間	第1回 2022/04/28～2022/06/03 第2回 2022/07/25～2022/08/26	2022/06/01～2022/06/30	2022/03/28～2023/03/31
備考			

